告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性を高める工事（1、2及び3地域）	床面積一平方メートルにつき五千七百円	一
告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性を高める工事（4、5、6及び7地域）	床面積一平方メートルにつき四千七百円	一

第二号中「同条第八項第二号」を「同条第十一項第二号」に改める。

第三号中「同条第八項第三号」を「同条第十一項第三号」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　個人が所得税法等の一部を改正する等の法律第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等をした家屋（当該一般断熱改修工事等をした部分に限る。）を平成二十九年四月一日前に同項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百七十八号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十五項、第十八条の二十三の二第一項及び第十九条の十一の三第一項から第六項までの規定に基づき、昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

本則を次のように改める。

租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十五項各号、第十八条の二十三の二第一項及び第十九条の十一の三第一項から第六項までに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、別表第一の第一欄に掲げる規定の適用を受けようとする個人なら同表の第二欄に掲げる証明の申請を受けた次に掲げる者の書類であって、当該申請に係る工事が同表の第三欄に掲げる工事に該当する旨を別表第二の書式により証するものとする。

本則に次の各号を加える。

一　建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）

二　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関

三　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関

四　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人

別表を次のように改める。

別表第二

増改築等工事証明書

証明申請者	住　所	
	氏　名	
家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		

1．所得税額の特別控除

1．償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合（住宅借入金等特別税額控除）

(1)　実施した工事の種別

第1号工事	1　増築	2　改築	3　大規模の修繕	4　大規模の模様替				
	1棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替							
第2号工事	1　床の過半の修繕又は模様替	2　階段の過半の修繕又は模様替						
	3　間仕切壁の過半の修繕又は模様替	4　壁の過半の修繕又は模様替						
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替							
	1　居室	2　調理室	3　浴室	4　便所	5　洗面所	6　納戸		
	7　玄関	8　廊下						
第4号工事（耐震改修工事）	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替							
	1　建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定							
	2　地震に対する安全性に係る基準							
第5号工事（バリアフリー改修工事）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替							
	1　通路又は出入口の拡幅	2　階段の勾配の緩和	3　浴室の改良					
	4　便所の改良	5　手すりの取付	6　床の段差の解消					
	7　出入口の戸の改良	8　床材の取替						

エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替									
1　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事									
2　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事									
3　全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事									
上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替									
4　天井等の断熱性を高める工事	5　壁の断熱性を高める工事								
6　床等の断熱性を高める工事									
全ての居室の窓の断熱改修工事を実施した場合	地域区分	1　1地域	2　2地域	3　3地域	4　4地域	5　5地域	6　6地域	7　7地域	8　8地域
	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1　等級1	2　等級2	3　等級3					